

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (骨子案)

- 人生100年時代に本格的に突入する中で、国民誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まってきている。全身の健康と口腔の健康の関連性についても指摘されていることや、生涯にわたる歯・口腔の健康が社会生活の質の向上に寄与することも踏まえ、口腔の健康を保つことが不可欠である。このため、歯・口腔の健康づくりの取組をさらに強化していくことが求められる。
- 平成24(2012)年の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項¹(以下「現行の基本的事項」という)の策定以降、自治体などにおける歯科口腔保健の更なる推進により、こどものう蝕の減少・高齢者の歯数の増加等の口腔衛生状態や歯科保健医療へのアクセスが困難な者への定期的な歯科検診の実施状況等が改善²している。
- 一方で、依然として地域格差や経済格差等による歯科疾患の罹患状況の格差等の課題が指摘されており、すべての国民に歯科口腔保健の重要性が十分に理解され、歯・口腔の健康を保つための行動が浸透しているとはいえない。
- また、自治体における歯科口腔保健の推進にあたっては、
 - 内外の関係部局や職域等との連携
 - PDCAサイクルに基づく歯科口腔保健施策の推進が不十分であること等の課題が指摘されている。
- 加えて、今後は、
 - 総人口が減少する中、子ども・若者の減少による高齢化の進展
 - 様々な分野におけるデジタルトランスフォーメーションの加速
 - PHRを含めたデータヘルスのさらなる活用といった変化が予想され、歯科口腔保健領域でもこのような環境の変化に着実に対応していくことが求められる。
- 以上を踏まえ、次期の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(以下「次期基本的事項」という)では、「全ての国民にとって健康で質の高い生活を営む基盤となる歯科口腔保健の実現」を「歯科口腔保健パーパス³」とし、
 - ① 個人のライフコース⁴に沿った歯や口腔の健康づくりを展開できる社会環境の整備
 - ② より実効性をもつ取組を推進するために適切なPDCAサイクルの実施に取り組む。
- 具体的には、
 - 個人の特性・背景に配慮しつつ、様々なライフステージにおける課題に対する切れ目のない歯科口腔保健を展開することにより、個人のライフコースに沿った支援の実現

¹ 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項(平成24年厚生労働省告示第438号)

² 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項最終報告書(令和4年10月11日)

³ 歯科口腔保健の社会的な存在意義・目的・意図を指す。

⁴ WHO文章(「第74会世界保健総会 決議・決定」)においても、歯・口腔の健康の重要性とライフコースに応じた介入の重要性が指摘されている。

- 様々な担い手が有機的に連携することによる社会環境の整備
- 基本的な歯科口腔保健に関する情報収集体制と管理体制の確立
- 各地域・社会状況等に応じた適切なPDCAサイクルを実行できるマネジメント体制の強化等を進めていく。

＜歯科口腔保健の推進のための基本的な方向＞

1 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

- 歯・口腔の健康が関わる疾病の予防・重症化予防を達成することによって、適切な食生活の実現や社会生活等の質の向上に寄与するとともに、健康寿命の延伸や健康格差の縮小の観点も踏まえつつ、「歯科口腔保健パーパス」に沿った歯科口腔保健の推進を図る。
- 口腔の健康の保持・増進が、健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、歯科口腔保健に関する施策の推進を通じて、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を実現するとともに、国民保健の向上を図る。
- 口腔の健康の保持・増進は、国民が主体的に取り組むべき課題であるが、国民一人一人が行う取組に加え、家庭、学校、職場や医療保険者、地域、医療機関、障害者施設、介護保険施設等を含めた社会全体としてもその取組を支援し、口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小を実現する。
- そのための取組を適切かつ効果的に行うために、各年代のライフステージ⁵ごとの特性等を踏まえつつ、個人の特性や各地域による社会環境等の要素にも配慮し、生涯を通じ切れ目なく「ライフコース」に沿った歯科口腔保健に関する施策を展開する。

2 健康で質の高い生活のための歯科口腔保健の実現

- 次の観点を踏まえつつ、歯科口腔保健を推進し、生涯にわたる歯・口腔の健康を獲得する。
 - 歯・口腔の健康のために必要な個人の行動変容の促進
 - 器質的要素としての「良好な口腔領域の発育成長、う蝕や歯周病等の歯科疾患の発症予防・重症化予防」への取組と、機能的要素としての「口腔機能の獲得・維持・向上の達成」への取組の実施

3 歯科口腔保健の推進のための社会環境の整備

- 次の観点を踏まえつつ、歯科口腔保健・医療・福祉等が包括的に個人をサポートする社会環境の整備が必要である。
 - 誰一人取り残さないユニバーサル⁶な歯科口腔保健を実現するための基盤の整備
 - 歯科保健指導・歯科健診等の歯科口腔保健を、歯科受療が必要な者に歯科受診の契機とすることにより歯科医療へのスムーズな橋わたし（医科歯科連携も含む）

⁵ 現行の基本的事項においては、ライフステージは、「乳幼児期学齢期」、「妊産婦である期間を含む成人期」、「高齢期」に分けられている。

⁶ WHO 文書等でも、全ての人々が保健医療を享受できることを保証する必要性が示されている。なお、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジとは、「すべての人々が基礎的な保健医療サービスを、必要なときに、負担可能な費用で享受できる状態」であり、ユニバーサルな歯科口腔保健の達成に向けた取り組みが必要とされている。

- 歯科口腔保健に関わる、高齢者・障害者・児童・労働・母子保健等の福祉サービス等や保険者・教育委員会等の関係部局・関係者等との有機的な連携

＜歯科口腔保健を推進するための目標、計画に関する事項＞

1 目標・計画の設定及び評価の考え方

- 全国的な目標を設定し、広く関係者に対してその目標を周知するとともに、継続的に指標の推移等の調査及び分析を行い、その結果に関する情報を国民や関係者に還元することにより、関係者をはじめ広く国民一般の歯科口腔保健の推進に対する意識の向上及び自主的な取組を支援するものとする。
- 指標の設定に当たっては、国は、歯科口腔保健にかかわる多くの関係者が共通の認識として持つ科学的根拠に基づいた、継続的に実態把握が可能であり、かつ、具体的な目標を設定することを原則とする。
- 歯科口腔保健の推進に関するロジックモデルにもとづき、アウトカム指標だけでなく、インプット・ストラクチャー指標やアウトプット指標についても設定する。
- 指標は、計画期間における諸活動の達成状況の評価を目的として設定すべきこと、評価を行う時点で実際に到達したかどうか確認できるものが望ましいことから、具体的指標については、計画開始後のおおむね9年間（令和14（2032）年度まで）を目途として設定することとする。
- 次期基本的事項の計画期間は、令和6（2024）年度から令和17（2035）年度までの12年間とする。
- 計画開始後6年（令和11（2029）年）を目途に全ての目標について中間評価を行うとともに、計画開始後10年（令和15（2033）年）を目途に最終評価を行うことにより、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価し、その後の歯科口腔保健の推進の取組に反映する。なお、中間評価及び最終評価の際に用いる比較値については、令和6（2024）年までの最新値とする。
- 具体的目標の設定に当たっては、基本的には公的統計をデータソースとして用いる。

2 歯科口腔保健を推進するための目標

（1）口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小に関する目標

- 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小は、生活習慣の改善や社会環境の整備によって我が国全体として実現されるべき最終的な目標である。
- ポピュレーションアプローチを主体に取り組みつつ、ハイリスクアプローチも併用することで、口腔の健康格差の縮小を目指す。
- 全ての口腔の健康格差の要素を包括的かつ総合的に示す単一の指標の策定は困難であるため、口腔の健康格差を示しうる複数の指標を策定する。

（2）歯科疾患の予防における目標

- ライフコースを通じて歯科口腔保健の推進に取り組む観点から、一定の年齢幅を対象とした年齢調整を取り入れた指標とする。

(3) 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標

- 乳幼児期及び学齢期については、口腔・顎・顔面の成長発育等に関する知識の普及啓発、口腔機能の獲得に影響を及ぼす習癖等の除去、食育に係る歯科保健指導を推進する。
- 成人期及び高齢期については、ライフコースを通じた口腔機能の維持・向上に取り組む観点から、一定の年齢幅を対象とした年齢調整を取り入れた指標とする。

(4) 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標

- 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な障害者・障害児、要介護高齢者等について、定期的な歯科検診・歯科医療の受診に関する目標を設定し、その実現を図る。
- 在宅等で生活又は療養する者に対する歯科口腔保健を推進するための取組を推進する。

(5) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

- 歯科口腔保健の推進体制の整備に向けた目標を設定し、その実現を図るため、歯科検(健)診の勧奨及び実施体制の整備、PDCAサイクルに沿った歯科口腔保健に関する事業実施の推進、その他歯科口腔保健を推進するためのストラクチャー指標を設定する。

<都道府県及び市町村の歯科口腔保健の基本的事項の策定に関する事項>

<歯科口腔保健を担う人材の確保・育成に関する事項>

- 歯科口腔保健をより推進するため、国や自治体において、歯科専門職や歯科口腔保健を担当する職員の確保に努める。
- これらの人材の資質向上を図るため、最新の科学的知見に基づく研修の充実を図る。
- 歯科口腔保健に関して、国民に対する正しい知識の普及啓発、科学的根拠に基づいた課題の抽出、施策立案及びPDCAサイクルに沿った事業の実施等に携わる人材を育成する。

<調査及び研究に関する基本的な事項>

<その他歯科口腔保健の推進に関する重要事項>

- 大規模災害発生時の避難所等における歯科口腔保健活動の重要性が指摘されていることを踏まえ、次期基本的事項では、以下の項目について記載する。
 - 歯科口腔保健に関する正しい知識の普及に関する事項
 - 歯科口腔保健を担う者の連携及び協力に関する事項
 - 大規模災害時の歯科口腔保健活動に関する事項
 - その他